

第6回「県と市町村との協議の場」 住宅・建築物の耐震化の促進 ～大規模災害の教訓を活かす [H25.11.12]

**意見交換における主な意見**

(住宅)

- ・生命と暮らしに直結する住宅の耐震化が遅れており、特に高齢者世帯は課題
- ・農山村においては、地域の原風景にも配慮して耐震化を図るべき

(防災拠点)

- ・耐震化が重要であり、非構造部材を含む耐震化が必要
- ・耐震性のある民間施設も積極的に活用するなどコストも考慮すべき
- ・人口減少に伴う公共施設の再編整備も考慮すべき
- ・一時集合同所であり、身近な避難施設である町内公民館の耐震化に遅れ
- ・避難施設の耐震性の確保や設備状況の現状分析も必要

(大規模建築物)

- ・事業活動が停滞しないよう支援すべき
- ・観光面にもつながってくる話であり、しっかり取り組む体制が必要

**確認事項**

国への共同要請 (H25.11 実施)

実務者レベルのワーキンググループの設置 (検討状況は「協議の場」に報告し了解を得る。)

検討経過

◆ 第7回「協議の場」[H26. 5.12] 第1回中間報告

◆ 第8回「協議の場」[H26. 11.25] 第2回中間報告

◇ ワーキンググループ会議 [ H25～27 6回開催 ]

**現状と課題** 住宅・建築物の耐震化が不十分、一層の取組が必要

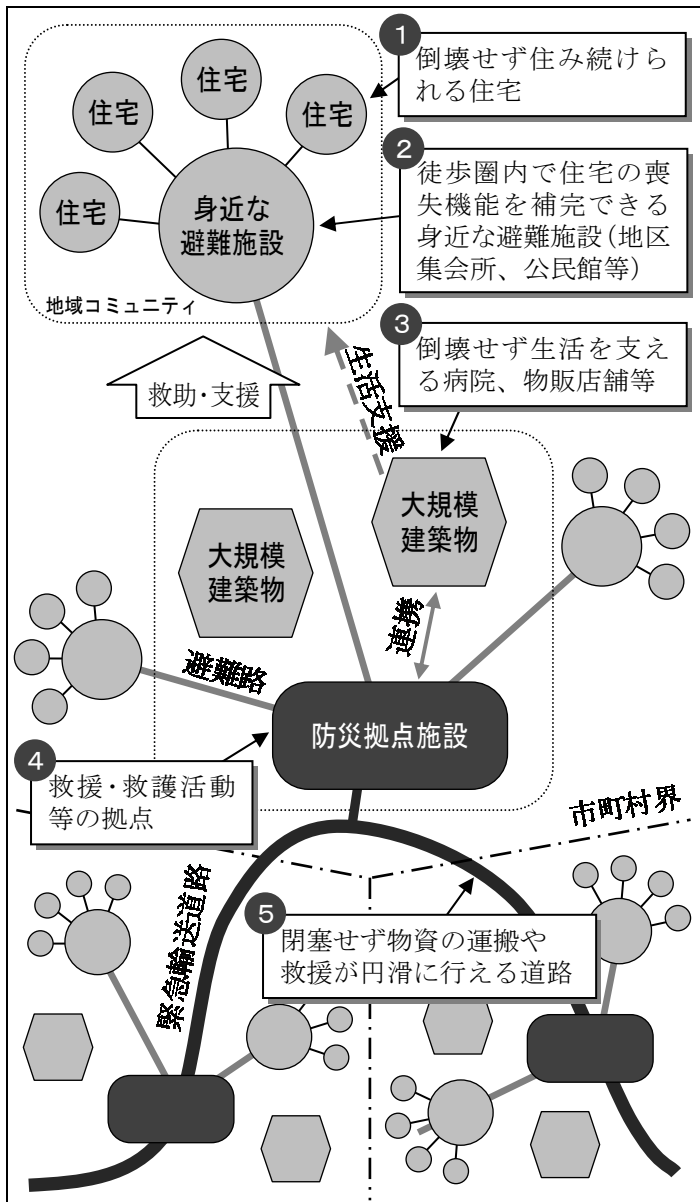
**検討項目** 「住宅」、「身近な避難施設 (地区集会所、公民館等)」、「大規模建築物」、「防災拠点施設」、「避難路 (緊急輸送道路)」の5項目に整理

**検討事項** 地震発生後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常生活に近い生活を継続できるよう、住宅・建築物が地震に備えて確保すべき事項を整理・検討

《 耐震化 (確保すべき事項) = 耐震性能 + 生活継続機能 》

検討結果 (補助制度は、国の交付金を上限まで活用し、その地方負担を県と市町村で1/2ずつ負担する枠組みを基本とする。)

「被災後もできる限り日常生活を継続できるまち」のイメージ



	直面している主な課題	対応の方向性	具体的な取組方針 <input type="checkbox"/> : H27 拡充 <input type="checkbox"/> : 今後最優先で取組む事項
1 住宅	<p>■大きな住宅や後継者がいない住宅が多く、補強工事の負担感が大きい、又は優先順位が低い。 ⇒住宅全体の補強を促す従来の補助制度だけでは限界がある。</p> <p>■古民家は、地域の原風景の重要な要素。 ⇒外観を活かした耐震工法が普及していない。</p>	<p>○補助制度の再構築。</p> <p>○多様な耐震化手法の提示、普及啓発。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化のための建替を補助対象に追加。(老朽住宅の放置を防ぎ、空き家対策としても有効。)</li> <li>・伝統構法等の比較的高額な耐震補強設計に補助。</li> <li>・部分的な補強や耐震シェルター等、費用負担を軽減しながら、少なくとも生命は守る手法の検討。</li> <li>・耐震以外の支援制度 (一般リフォーム等) と組み合わせるなど、使い勝手の向上と費用負担の低減を工夫。</li> </ul>
2 身近な避難施設	<p>■地域防災計画で避難所に指定されていない地区集会所や公民館等でも、地域によっては実質的な避難所として期待が大きい。 ⇒自治会等が所有する 경우가多く、対応が遅れている。</p>	<p>○耐震化を徹底し、被災時の住宅の代替機能を確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断費用の補助対象を、指定避難所以外の避難施設にも拡大。</li> <li>・改修費用の補助制度の創設等の支援策の検討。</li> </ul>
3 大規模建築物	<p>■最優先に対応が必要な特に大規模な建築物は、法改正*により耐震診断が義務化され、結果が公表されることとなった。 ⇒事業活動や観光面への影響の低減が必要。</p>	<p>○法定期限 (H27年12月末) までの診断完了の徹底。</p> <p>○自助努力と公的支援で改修を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断費用の補助を継続するとともに、改修費用の補助制度を創設。</li> <li>・診断結果の公表方法等について、近隣自治体間で調整。</li> <li>・耐震安全性の認定・表示制度の周知と活用。</li> </ul>
4 防災拠点施設	<p>■官公庁施設、病院、避難所等について、耐震診断を義務付けできるよう法改正*された。 ⇒指定する施設の選定と支援策の検討が必要。</p> <p>[ (備考) 県の耐震改修促進計画でのみ指定可 ]</p>	<p>○公共施設、拠点病院等の対象建築物は計画的に耐震化が進められており、現時点では指定 (義務化) は不要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県耐震改修促進計画の見直し ⇒県地域防災計画に定める第一次緊急輸送路 (1,543.5km) のうち、県全体の骨格となる路線 (右図: 869.5km) の建築物が集中する区間 (DID) について、県が基礎調査を実施。その結果を基に、義務化対象路線を指定。</li> </ul>
5 避難路 (緊急輸送道路)	<p>■沿道建築物の耐震診断を義務付けできるよう法改正*された。 ⇒指定する道路の選定と支援策の検討が必要。</p> <p>[ (備考) 県及び市町村の耐震改修促進計画で指定可 ]</p>	<p>○県が広域的な観点で義務化指定すべき幹線の選定を踏まえ、必要に応じて市町村が枝線を選定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村耐震改修促進計画の見直し</li> <li>・診断費用・改修費用の補助制度の創設等の支援策の検討。</li> </ul>
共通	<p>■単年度事業では、事業計画の立案上、制約が大きい。</p>	<p>○年度をまたぐ事業の実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務負担行為の設定等の検討。</li> </ul>

\*「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正 (H25.11.25 施行)

